

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年5月6日(2021.5.6)

【公開番号】特開2020-183416(P2020-183416A)

【公開日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2020-046

【出願番号】特願2020-121417(P2020-121417)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/555	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	37/00	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	3/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	11/00	(2006.01)
A 6 1 P	31/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/555	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	37/00	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	3/00	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 P	11/00	
A 6 1 P	31/00	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	47/02	

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月22日(2021.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

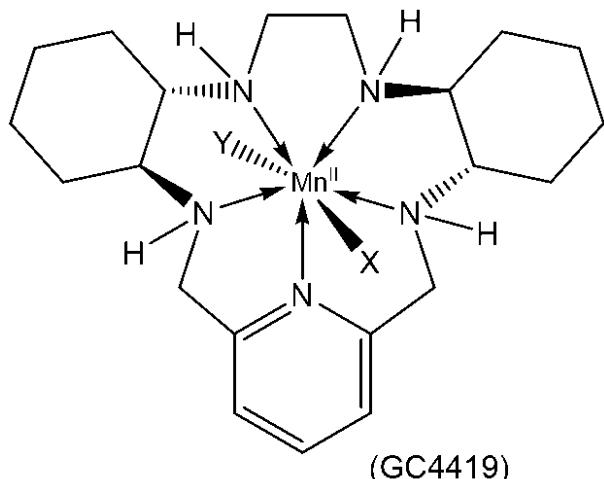
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

癌に罹っており、かつ放射線曝露又は化学療法を受けているヒト患者の治療剤であって、少なくとも75mgのスーパーオキシドジスムターゼ模倣体を含む単位用量製剤を、前記患者に投与することを特徴とし、スーパーオキシドジスムターゼ模倣体が、式(GC4419)：

【化1】



に該当し、式中、X及びYは、独立して中性の又は負に帯電した配位子である、治療剤。

【請求項2】

前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体が、経口、非経口、静脈内、動脈内、皮下、筋肉内、眼窩内、囊内、脊髄内、腹腔内、胸骨内、局所、経鼻、経皮、頬、眼内、膀胱内、髄腔内、腸内、肺内、リンパ管内、腔内、腔内、直腸内、経尿道的、皮内、眼内、耳内、乳房内、同所、気管内、病巣内、経皮的、内視鏡的、経粘膜的、舌下、及び腸管内の投与のうちのいずれか1つによって投与される、請求項1に記載の治療剤。

【請求項3】

前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体が、経口、非経口、静脈内、動脈内、皮下、筋肉内、眼窩内、囊内、脊髄内、腹腔内、胸骨内、局所、経鼻、経皮、頬、及び眼内の投与のうちのいずれか1つによって投与される、請求項1または2に記載の治療剤。

【請求項4】

前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体が、静脈内に投与される、請求項1～3のいずれかに記載の治療剤。

【請求項5】

前記患者の血漿中の前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体濃度の測定から計算して少なくとも4000ng・時/mLの曲線下面積(AUC)が測定される曝露量を提供するための前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体を、前記患者に投与することを特徴とする、請求項1～4のいずれかに記載の治療剤。

【請求項6】

前記患者が、組織損傷を有するか、または組織損傷のリスクを有する、請求項1～5のいずれかに記載の治療剤。

【請求項7】

前記組織損傷が、スーパーオキシドジスムターゼ活性によって調節されるものである、請求項6に記載の治療剤。

【請求項8】

前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体が、式 (G C 4 4 1 9) に該当するスーパーオキシドジスムターゼ模倣体及び薬剤的に許容できる担体を含む医薬組成物として投与されるものである、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載の治療剤。

【請求項 9】

前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体が、0.25 mg / mL ~ 3.5 mg / mL のスーパーオキシドジスムターゼ模倣体を含む溶液中に溶解され、IV バッグに含有されるものである、請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の治療剤。

【請求項 10】

X 及び Y が、単座配位子から独立して選択される、請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載の治療剤。

【請求項 11】

X 及び Y が、アクオ配位子、ハロ配位子、カルボキシレート配位子、及びビカルボキシレート配位子からなる群から独立して選択されるものである、請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載の治療剤。

【請求項 12】

X 及び Y が、クロロ配位子である、請求項 1 ~ 11 のいずれかに記載の治療剤。

【請求項 13】

少なくとも 100 mg の前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体を、前記患者に投与することを特徴とするものである、請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載の治療剤。

【請求項 14】

少なくとも 150 mg の前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体を、前記患者に投与することを特徴とするものである、請求項 1 ~ 13 のいずれかに記載の治療剤。

【請求項 15】

前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体の単位用量製剤を 60 分以内に投与することを特徴とするものである、請求項 1 ~ 14 のいずれかに記載の治療剤。

【請求項 16】

前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体が、放射線療法又は化学療法の前に、又はそれと同時に前記患者に投与されるものである、請求項 1 ~ 15 のいずれかに記載の治療剤。

【請求項 17】

前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体が、放射線療法又は化学療法の前であるが後ではなく前記患者に投与されるものである、請求項 1 ~ 16 のいずれかに記載の治療剤。

【請求項 18】

前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体が、放射線療法又は化学療法の少なくとも 30 分前に前記患者に投与されるものである、請求項 1 ~ 17 のいずれかに記載の治療剤。

【請求項 19】

前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体が、放射線療法又は化学療法の後に前記患者に投与されるものである、請求項 1 ~ 15 のいずれかに記載の治療剤。

【請求項 20】

前記スーパーオキシドジスムターゼ模倣体が、放射線療法又は化学療法の 12 週間後までに前記患者に投与されるものである、請求項 1 ~ 15 のいずれかに記載の治療剤。